

保険医療機関各位

徳島市長 原 秀 村



徳島市乳幼児等医療費助成制度の制度拡大実施等について（依頼）

初秋の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本市の保健・医療・福祉行政の推進につきまして、格別の御指導、御協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、従来から実施しております乳幼児医療費助成制度を平成18年10月1日から**助成対象範囲を7歳未満児までの入院・通院**として、制度拡大して実施することになりました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、10月診療分から別紙の「徳島市乳幼児医療費助成制度の改正内容及び新制度の概要」を御参照のうえ、本事業に御協力をくださいますようお願い申し上げます。

また、同封のポスターの掲示につきましてもよろしくお願いいたします。

（掲示希望期間：9月から11月末日までの間）

なお、対象年齢の乳幼児等の疾病・負傷であっても、保育所・幼稚園・小学校・特殊教育諸学校等の学校管理下における災害で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付が行われる場合には、その給付が行われる限度において、乳幼児等医療費助成制度の助成は行われませんので御注意ください。

その他、本市ではこれまで、重度心身障害者医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、及び乳幼児医療費助成制度において、**入院時の食事療養費（標準負担額）**の助成を行っていましたが、平成18年10月入院分から、これら**食事療養費の助成を廃止**することになりましたので、お知らせいたします。

以 上

（保健福祉部福祉課）

徳島市乳幼児医療費助成制度の改正内容及び新制度の概要

1 施行期日・・・平成18年10月1日から実施（同年10月診療分から適用します。）

2 制度改正内容

		現行制度（平成18年9月まで）	新制度（平成18年10月から）
(1)	事業名	乳幼児医療費助成事業	乳幼児等医療費助成事業
(2)	医療費助成の範囲	保険診療による医療費の自己負担分（通院・入院） 及び入院時食事療養費（標準負担額）	保険診療による医療費の自己負担分（通院・入院） ※ただし、年齢により一部自己負担金を控除した額
(3)	助成対象年齢	通院 3歳未満児 入院 6歳未満児	通院 7歳未満児 入院 7歳未満児 ※通院・入院とも、7歳に達する日の属する月の末日まで（1日生れの方は前月の末日まで）の期間
(4)	所得制限	なし	なし
(5)	助成を受ける資格	該当する乳幼児が徳島市に住所を有し、健康保険被保険者証に名前が記入されていること。	該当する乳幼児等が徳島市に住所を有し、健康保険被保険者証に名前が記入されていること。
(6)	一部自己負担金	なし	通院 0歳児～2歳児 なし 入院 0歳児～5歳児 なし 新たに助成対象となる 通院 3歳児～6歳児 入院 6歳児 について、1レセプトにつき600円まで （※保険薬局を除く）
(7)	入院時食事療養費	助成対象 （標準負担額）	助成対象外（10月入院分から助成廃止）
(8)	支給方式	現物給付 ※入院時食事療養費は償還払い ※県外医療機関分は償還払い	現物給付 ※県外医療機関分は償還払い
(9)	乳幼児等医療費受給者証	受給者証の色	アイボリー色
		受給者証の有効期限等	3歳に達する日の属する月の末日 （ただし、入院のみ拡大用のピンク色は、6歳に達する日の属する月の末日） 7歳に達する日の属する月の末日 （1日生れの方は前月の末日までになります。） ※受給者証記載の個々の乳幼児等に応じた、次の各期間を個別に表示印字してある。 【別紙見本】参照 ・ 0～2歳児の期間に対応する年月日 平成XX年XX月XX日～平成XX年XX月XX日 ・ 3～5歳児の期間に対応する年月日 平成XX年XX月XX日～平成XX年XX月XX日 ・ 6歳児の期間に対応する年月日 平成XX年XX月XX日～平成XX年XX月XX日 *受診日現在が、このうちのどの期間に該当するかにより、一部自己負担金（1レセプトにつき600円まで）の有無を判断してください。※保険薬局は除く。 そして、一部自己負担金が必要な場合は、裏面一部自己負担金欄に医療機関で領収記録を記載し、医療機関に医療機関名及び受領印を押印ください。

		現行制度（平成18年9月まで）	新制度（平成18年10月から）
(10)	乳幼児等医療費請求書の色（被用者保険分）	アイボリー色	0歳児～2歳児 アイボリー色【別紙用紙】参照 3歳児～6歳児 ピンク色【別紙用紙】参照 *600円の自己負担金欄有 ※国保分については、従来どおり、公費負担番号45を、レセプトに併用して取り扱ってください。
(11)	乳幼児等医療費受給者証及び乳幼児等医療費請求書の受給者番号		※現行（改正前）と同様7桁の数字ですが、これまで受給者番号をお持ちの方も全員受給者番号が変わりますので、必ず受給者証で御確認ください。 （医療機関コンピュータ等に入力されている場合は、御注意くださいます。） *公費負担番号は、従来どおり「45360013」です。
(12)	乳幼児等医療費受給者証及び乳幼児等医療費請求書の高額療養費制度における課税・非課税の表示	非課税の場合 	非課税の場合  （従来と同様）

3 新制度における診療の取り扱いについて

受診時に「乳幼児医療費受給者証」（2-9参照）を確認して、被用者保険加入の方については年齢に対応する「乳幼児等医療費請求書」（2-10参照）により処理してください。国民健康保険加入の方については、従来どおり、公費負担番号45を、レセプトに併用して取り扱ってください。

なお、年齢、通院・入院の区分により、医療機関窓口で一部自己負担金が必要になります（保険薬局を除く。）ので、乳幼児医療費受給者証（表面左側の表）により、受診日現在がどの期間に該当するかを御確認いただき、一部自己負担金の有無を判断してください。

そして、一部自己負担金が必要な場合は、1レセプトにつき600円まで医療機関窓口で領収し、裏面一部自己負担金領収記録欄に医療機関で領収記録を記載くださるようお願いいたします（医療機関には医療機関名を記載するとともに医療機関の受領印も押印してください。【別紙例】参照）。

なお、18年10月診療分以降に対して、改正前の旧の乳幼児等医療費受給者証（アイボリー色又はピンク色）や旧の乳幼児等医療費請求書を持って受診に来られた場合は、各々に表示の有効期間内であればお受けください。ただ、受給者の方に、速やかに新しい受給者証（若草色：7歳に達する日の属する月の末日までの有効期限）及び新しい乳幼児等医療費請求書の交付を受け、徳島市役所福祉課へ手続に行くよう御案内くださるようお願いいたします。

4 その他入院時食事療養費（標準負担額）の助成の廃止について

これまで、重度心身障害者医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、及び乳幼児医療費助成制度において行ってきた入院時の食事療養費（標準負担額）を助成を、平成18年10月入院分から廃止することになりました。新しい乳幼児等医療費受給者証裏面には、入院時食事療養費の給付記録欄はありませんが、重度心身障害者等医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証の裏面の入院時食事療養費の給付記録欄は、平成18年10月入院分からは記録しないよう御留意ください。

以 上

問い合わせ先

徳島市保健福祉部福祉事務所
福祉課 福祉医療係 ☎088-621-5513

【乳幼児等医療費受給者証の裏面の記載例】

受給者証番号		受給者氏名	
一部自己負担金（６００円）領収記録			
医 療 機 関	入・通	診 療 年 月 日	領収額（円）
〇〇〇 病院	通 院	1 8 . 1 0 . 2 0	6 0 0 円

医療機関の受領印

（注）

一部自己負担金（６００円）領収記録の欄は、徳島市が受給者の方に償還払いするための記録ではありません（一部自己負担金（６００円）の償還はありません。）ので御注意ください。